

仕 様 書

第五管区海上保安本部

1 契約件名

軽油(免税)買入 (単価契約) 姫路港及び東播磨港 (加古川)

2 品名、規格、数量

品 名	規 格	単位	予定数量	備 考
軽油 (免税)	JIS 規格 K2204	リットル	410,000	業者施設等 364,000L 姫路ミニローリー 3,000L 加古川 43,000L

3 品質及び規格

日本産業規格 (JIS 規格) に定める品質及び規格に合格するものであること。

4 納入場所及び方法

(1) 軽油 (免税) 姫路 業者施設等

- ① 納入要求に基づき、姫路港に所在する業者施設、または指定する場所へ給油船もしくは給油タンク車を用いて、指定する巡視船艇等（以下「本船」という。）の船内タンクに納入すること。
- ② 業者施設は、本船が安全に着岸出来る構造及び場所であり、事前に搭載施設図面を提出の上当部担当官の承認を得ること。なお、搭載実績のある業者については、省略することができるものとする。
(本船：長さ 37.00m 最大幅 6.70m 深さ 3.40m)
- ③ 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

(2) 軽油 (免税) 姫路 ミニローリー

- ① 納入要求に基づき、姫路海上保安部管轄の倉庫に請負業者が用意したドラム缶に給油車を使用して納入すること。なお、倉庫への納入にあたっては、同倉庫内にて保管する数量が消防法における指定数量を超えないよう留意すること。
- ② 施設に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

(3) 軽油 (免税) 加古川

- ① 納入要求に基づき、東播磨港または指定する場所に停泊中の本船の船内タンクに、給油船もしくは給油車を用いて納入すること。
- ② 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

5 試験成績表等の提出

担当官等から試験成績表、出荷証明書等の品質検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

6 品質検査

燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けるこ

と。

検査の結果不合格となつたときは、直ちに上記2に定める規格品の製品と交換すること。

7 納入検査

納入に当たつては、検査職員の検査を受けること。

8 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間

9 代金の支払方法

検査職員による検査合格後、1ヶ月毎に納入数量を取りまとめ請求すること。

10 その他

(1) 第1項の数量は、予定数量を示したものである。

(2) 船舶燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。

(3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があつたときは、これに応じて燃料を納入すること。

なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船（P S型を除く）について
は夜間（17：00～08：30の間）、巡視艇及びP S型巡視船については深夜（2
2：00～05：00の間）の納入は指定しない。

(4) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。

なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り直前の平日正午までに
発注を行うものとする。

(5) 夜間（17：00～08：30の間）及び休祝日の積込みについては、積込割増料
金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して
定めるものとする。

(6) 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、単価
に変動があつた場合は、発注者及び受注者が協議を行い、契約単価の変更を求めるこ
とができる。

(7) 契約履行に当たり疑義が生じた場合は、担当官と協議し指示に従うこと。

(8) 担当者 姫路海上保安部管理課 渉外係

TEL 079-231-5063